

## 「短期入所サービス（ぷらむ）」利用契約書

（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人虹の会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が入所を希望する利用者に対して提供する短期入所サービス（以下「短期入所」といいます。）について、次のとおり契約します。

### （契約の目的）

第1条 この契約は、障害者総合支援法の規定にしたがって、事業者が提供する短期入所の内容を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに短期入所サービスが提供されることを目的とします。

### （サービスの内容）

- 第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の短期入所を提供します。
- 2 短期入所の提供は、別紙「重要事項説明書」に記載された従業者が当たります。
  - 3 事業者は、利用者の障害程度に応じ、生活環境・プライバシーにも配慮して利用者が暮らせるよう支援します。
  - 4 事業者は、利用者の食事に関し、栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
  - 5 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

### （契約期間）

- 第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の介護等給付費支給決定時間満了日までとします。
- 2 本契約期間終了日以前に支援有効期間の満了日に変更された場合には、変更後の支給有効期間満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

### （相談及び援助）

第4条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

### （緊急時の援助）

- 第5条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。
- 2 前1項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

### （健康管理）

第6条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(守秘義務)

第7条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、従事者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。
- 4 事業者は、第6条に定める利用者の円滑な退所のため支援を行う際に、利用者に関する情報を提供する場合には、予め文書にて利用者の同意を得ることとしします。

(情報の保存)

第8条 事業者は、利用者に対する短期入所の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

- 2 利用者は、事務所において、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、自身に関するサービスの記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとしします。

(利用料金)

第9条 事業者は、第2条1項に定める短期入所に係る国の定める費用のうち、障害者関連法に基づく介護給付費等については、利用者に代わって市町から代理受領します。

- 2 利用者は、第2条1項に定める短期入所に係る費用のうち、市町から支払われる額を差し引いた別紙「重要事項説明書」に定める利用者負担額を事業者に支払うものとしします。
- 3 利用者は、第2条4項に定める食事の提供を受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定の食費を事業者に支払うものとしします。
- 4 利用者は、介護給付費以外の短期入所を受けた際には、別紙「重要事項説明書」に定める所定の利用料金を事業者に支払うものとしします。
- 5 前項の他、利用者は、利用者の日常生活上必要となる諸費用の実費を負担するものとしします。

(利用料金の支払方法等)

第10条 利用者は、短期入所提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から現金にて利用料金の支払を受けた時は、利用者へ領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、必要があれば領収書を発行します。

(利用料金の変更)

第11条 第2条1項に定める短期入所に係る国の定める費用に変更があった場合、事業者は

当該利用者負担額を変更することができるものとします。

2 第2条1項別紙「重要事項説明書」に定める介護給付費以外のサービス及び第2条4項に定めるサービスについては、経済状況の著しい変化などのやむを得ない事由がある場合には、1ヶ月前までに利用者の同意を得た上で、利用料金を変更することができるものとします。

#### (契約の解約等)

第12条 利用者は、2日以上予告期間をおいて文書で事業者へ通知することによりこの契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- 一 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき
- 二 事業者が守秘義務に違反したとき
- 三 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を終了することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- 一 利用者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がない場合
- 二 利用者が医療機関へ入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- 三 利用者がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認める場合。
- 四 天災、災害その他やむを得ない事由により施設を利用させることができない場合。

3 利用者が契約期間満了以前に死亡した場合は、その時点をもって契約を終了することができるものとします。

#### (損害賠償)

第13条 事業者は、短期入所の提供時に事故が発生した場合は、関係市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業所は、短期入所の提供時に、この契約の条項に違反し、又は事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

#### (苦情解決)

第14条 利用者又はその家族、後見人等は、事業者が提供した短期入所に関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口へ苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について利用者又は家族、後見人等に文書で報告します。

2 事業者は、利用者又はその家族、後見人等が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(法定代理人)

第15条 事業者は、利用者に対し、法定代理人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に法定代理人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を求めることとします。

2 法定代理人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

3 法定代理人は、次の各号の責任を負います。

- 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行われるように事業者と協力すること
- 二 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること
- 三 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置（家族及び身元引受人）

(協議事項)

第16条 この契約に定めない事項について疑義が生じたときは、事業者は障害者関連法その他の関係法令に従い、利用者、家族、後見人等と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者又は法定代理人又は身元引受人及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

利用者 住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

法定代理人等（成年後見人・身元引受人）

住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

事業者 住所 〒910-0017

福井市文京五丁目27番32号

名称 社会福祉法人虹の会

理事長 稲木 昭太 印